

保證人に於て各條項に違ひ履行し御社に損害相掛け間敷後日の爲め本人及び連帶保證人共記名調印差入候也

左記

第一條 御社の諸規定を遵守し命令に服従社中に黨を爲し怠業罷業をなさゝること

本條の規定を犯したるものは任意退職者として處断せらるゝ事に同意す

第二條 社金の取扱に留意し紛失の時は辨償す器具機械の取扱も金録に準ず

第三條 業務上其他の事故（負傷其他）に關しては貴社に治療を受くる外は如何なる名目にてても本人又は代理人より慰勞料等の請求を爲さざること

第四條 自己の都合に依り退社せんとするものは參ヶ月前に會社

に對し理由書を附し退社願書を提出會社の許可を得て退社すること

第五條 無届缺勤は任意退社として取扱ふ事に異議なき事

第六條 任意退社せんとするもの亦したる者は入社中給料參ヶ月分の給料を損害賠償金として納付することを承諾す

第七條 會社の許可なくして如何なる場合も自動車を選轉を爲さざる事又他人に選轉をなさしめざる事萬一違背して損害を及ぼしたる時は辨償の義務を負ふ

第八條 勤務中事故を發生せしめ損害を及ぼしたる時は選轉手之を辨償するものとす但し事故實地檢證の結果辨償の責を定むる事あるへし

第九條 前條に違背し又業務執行上不正の行爲に因り御社に對し損害を及ぼしたる場合には之が賠償の義務を負ふ